

令和 6 年 度

第2回定期監査結果報告書

伊達市監査委員

令和6年度第2回定期監査の結果に関する報告書

目 次

1	定期監査（行政一般）	
	（1）監査の対象	1
	（2）監査の実施期間	1
	（3）監査の範囲	1
	（4）監査の方法	1～2
	（5）監査の結果	2
2	定期監査（学校）	
	（1）監査の対象	3
	（2）監査の実施日	3
	（3）監査の範囲	3
	（4）監査の方法	3
	（5）監査の結果	3

1 (1)監査の対象(行政一般)

- 1 総務課
- 2 人事課
- 3 秘書広報課
- 4 デジタル変革課
- 5 総合政策課
- 6 協働まちづくり課
- 7 公有財産管理課
- 8 税務課
- 9 収納課
- 10 防災危機管理課
- 11 生活環境課
- 12 議会事務局
- 13 農業委員会事務局
- 14 教育総務課
- 15 生涯学習課
- 16 学校教育課
- 17 学校給食センター
- 18 こども未来課
- 19 ネウボラ推進課

(2)監査の実施期間

令和6年11月12日から令和6年11月18日まで

(3) 監査の範囲

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、監査の対象に掲載している部署を対象に、令和6年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、同条第1項により監査を実施した。

(4) 監査の方法

監査対象の部署から、令和6年度事業内容の「事務事業総括表」を提出させ、その中から監査対象事項を抽出し、事業ごとに予算、関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼とし、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を実施した。

各部署共通事項としては、「補助金及び交付金」及び「現金取扱事務及び現金管理状況」に着目し、執行状況の説明を求めるとともに一連の事務処理について点検を行った。

さらに、前年度の定期監査で指導事項があった部署に対して、措置状況の確認を行った。

対象事項の監査に当たっては、はじめに事業概要の説明を受けるとともに、抽出した事務事業の執行状況を確認した。次に契約及び支出内容にかかる一連の資料を提示させ、計数、内容、文書の管理状況等を確認し、今後の見通し等を含めて説明を求めた。

(5) 監査の結果

事業の進捗管理の実態や個々の伝票処理、関係書類の整理状態は概ね適正になされていたが、電子決裁にかかる事務処理について、根拠となる添付書類の確認漏れが散見され、決裁の過程においても誤りが見逃されやすくなっている傾向が見受けられた。現在は電子決裁導入の過渡期であり試行錯誤の状態ではあるものの、事務手順がこれまで以上に複雑さを増したことから、財務規則に則り、事務担当者のみならず管理監督職員も含め、財務事務にかかる適正処理の徹底を改めて望むものである。

また文書管理業務において、委託業者から提出される業務報告書等の必要事項の記載漏れや誤字脱字の訂正が不十分であるものが散見された。これらは委託業務の履行状況を確認するための重要な書類であるため、適正な作成基準について委託業者へ指導をされるとともに、受理する際は細部にわたり不備の無いように書類確認を徹底されたい。

共通項目として「補助金及び交付金」及び「現金取扱事務及び現金管理状況」について監査を実施した。「補助金及び交付金」及び「現金取扱事務及び現金管理状況」については申請、交付決定、実績報告の事務処理において概ね適正に管理及び事務処理がされていた。

今回の定期監査では、故意又は重大な過失や著しく適正を欠く事務処理による指摘事項は確認されなかった。

2 (1) 監査の対象(学校)

- 1 伊達東小学校
- 2 柱沢小学校
- 3 伊達中学校

(2) 監査の実施日

令和 6 年 11 月 22 日

(3) 監査の範囲

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき、監査の対象に定めた学校を対象に、令和 5 年度の財務に関する事務の執行及び経営管理について、同条第 1 項により監査を実施した。

○学校徴収金及び団体徴収金（令和 5 年度分）

- ・学級費
- ・P T A 会費

○学校施設等の安全点検、事故防止対策の状況（現況）

- ・理科室（主に理科教材薬品の保管状況）
- ・家庭科室
- ・学校施設の利用許可に関する書類（令和 5 年度分）

(4) 監査の方法

監査委員が監査対象校へ出向き実査した。各学校共通事項として、「学校徴収金及び団体徴収金事務」及び「学校施設等の安全点検、事故防止対策の状況」に着目し、学校長並びに事務担当職員に状況の説明を求めるとともに一連の事務処理について点検を行った。また学校施設における危険個所の現場状況を確認した。

(5) 監査の結果

監査対象校の事務の執行及び経営管理については概ね適正であることが認められた。今回の定期監査では、故意又は重大な過失や著しく適正を欠く事務処理による指摘事項は確認されなかった。